

会議録

会議の名称	令和3年度第3回 西東京市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和3年7月19日 午後2時から午後3時55分まで
開催場所	防災・保谷保健福祉総合センター 講座室2
出席者	【委員】 山谷委員、植村委員、福田委員、小早川委員、平山委員、鈴木委員、澤野委員、飯塚委員、一方井委員、根本委員、河上委員、渡部委員、田中委員、岩崎委員、島田委員 【事務局】 菱川課長、河合課長補佐、加藤ごみ減量係長、本多清掃係長、岩崎技能長、池内技能主任
議題	(1) 会長・副会長の選出について (2) 審議会の運営方法について (3) 一般廃棄物処理基本計画の重点項目等について (4) 災害廃棄物処理計画案について (5) その他
会議資料の名称	資料1 西東京市一般廃棄物処理基本計画 施策（骨子案） 資料2 西東京市災害廃棄物処理計画（暫定版） 資料3 仮置場設定等について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>(発言内容等)</p> <p>1 会長から開会の挨拶</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 会長・副会長の選出について 互選により山谷会長及び一方井副会長の継続を決定</p> <p>(2) 審議会の運営方法について 前期までと同じ運営方法と決定</p> <p>(3) 一般廃棄物処理基本計画の重点項目等について</p> <p>(4) 災害廃棄物処理計画案について</p> <p>(5) その他 次回会議は、令和3年8月20日（金）午後2時から本日と同会場にて開催します。</p>	

(委員からの主な意見等)

議題 (3) 一般廃棄物処理基本計画の重点項目等について

委員：エシカル消費に関する認証マークの普及啓発が提案されていますが、この認証マークは既に国等で定められているのですか。それとも、今後、西東京市で独自に設定していくという趣旨ですか。

事務局：エコマーク等、第三者機関が認証したマークが多数あり、その認証マークの存在について周知するという提案です。

委員：フードドライブ活動で集められた食品は、子ども食堂への寄付等、どのように使われていますか。

委員：フードドライブ活動に携わっていますが、主な寄付先は子ども食堂です。市内すべての子ども食堂に声をかけ、必要と回答のあった子ども食堂に寄付しています。また、学校の放課後カフェや、刑期を終えた人が生活する施設等へも寄付しています。

委員：2R推進のためにサブスクリプションの利用が提案されていますが、利用可能なサービスについては、今後リストアップをして提案するということですか。

事務局：サブスクリプションとは製品やサービスを一定期間利用するシステムのことで、今後はさらに普及していくことが想定されます。このサービスとリサイクル等を結びつけていきたいという提案です。市民の皆様にも分かりやすいよう、計画内では、事例等を含めて紹介するなど、充実した資料にしたいと考えています。

委員：市民団体や大学との連携や支援が提案されていますが、どのような目的で連携を考えていますか。

事務局：大学ではリユース等の取り組みが充実してきており、それらの活動が地域の商店と連携できることがあるのではないかと考えて、ご紹介しました。

委員：グリーン購入について、例えば再生紙は通常の紙よりも高価という話を聞きますが、そのような場合でもグリーン購入を推進する予定でしょうか。

事務局：価格に関わらず、市では環境保護の観点からグリーン購入を基本としています。

委員：廃品回収について、基準以上の成果を上げた市民団体への奨励金とありますが、どのような基準があるのでしょうか。

事務局：現時点で奨励金の配当を行っているというわけではなく、インセンティブ効果のある先進事例について調査し、西東京市での適用可能性について検討する、という趣旨です。

委員：宴会での食べ切り活動である3010運動について、10日と30日は家庭でこのような活動をしましょう、といった3010運動を行っている事例もあるようですが、西東京市

でも、家庭で取り組めるような運動は考えていますか。

また、消費期限と賞味期限の違いを理解することについて、市民主体の行動となりますか。

事務局：3010運動はあくまでも宴会時の取り組みとして考えており、市ホームページでもその趣旨で掲載しています。

また、消費期限と賞味期限の違いについては、実際の行動主体は市民となりますが、賞味期限を過ぎると味は落ちてしまうがまだ食べられるということを知っていたら、食品を購入する際には賞味期限や消費期限を確認し、食べきる、捨てない、ということを考えるきっかけにさせていただくために、例えば市ホームページやごみカレンダー等で周知していくという提案です。

委員：家庭での3010運動は知りませんでした。そのような情報を市から提供していただくと、市民が考えるきっかけにもなるのではないかと思います。

また、田無庁舎に、フードドライブに提供された食品や寄付先についての掲示がありますが、せっかくの活動なので、より多くの方に周知できるよう、もっと大きく掲示しても良いのではないかと思います。

委員：リースやシェアリング、サブスクリプション等、様々な提案がされているので、今後の市民や事業者の活動の参考になるように、利用可能なサービスの一覧等があると良いと思います。

委員：資料1の1ページで、基本方針から施策へ向かう矢印の色には何か意味はありますか。

事務局：見やすさのために色分けをしたもので、重要度が異なる等ということではありません。

委員：フードドライブは賞味期限の制約等がありますが、実際には店舗ですぐに廃棄しなければならない、日持ちしない食品等も多々あると思います。そのような食品を個人で子ども食堂に寄付するアプリや活動等もあるため、計画に記載してはいかがですか。

会長：最近では事業者が、賞味期限が近い自社商品を自動販売機などで割安で販売したり、自治体はその利用を促進している事例もあるそうです。非常に重要な取り組みだと思います。

会長：柳泉園組合での広域処理を継続するとありますが、柳泉園組合の施設は建て替え、もしくは長寿命化工事を行う時期が近付いており、西東京市も柳泉園組合と共同で検討を進めていく必要があると思います。

事務局：施設の状況については改めて整理しますが、柳泉園組合とその構成3市で連携しながら進めていきたいと思っています。

#### 議題(4) 災害廃棄物処理計画案について

委員：本計画の主なモデルとなっている災害や計画等はどのようなものがありますか。

事務局：東日本大震災や、それを基に策定された国の災害廃棄物対策指針、また、東京都の災害廃棄物処理計画等に基づいて作成しています。

委員：西東京は地震が多く風水害が少ないと思いますが、国の指針等以外で参考にした地域等がありますか。

事務局：西東京市では、地震よりも風水害の方が身近ではないかと思います。熊本県や広島県、茨城県等、過去に大きな風水害が発生した地域の情報も必要に応じて参考にしています。

委員：災害が発生してから、災害の規模や状況によって災害廃棄物の仮置場を選定することですが、それでは間に合わないと感じます。都市公園の一覧が面積順に示されていますが、一次仮置場や住民仮置場の面積の基準のようなものはありますか。

事務局：一次仮置場や二次仮置場のような、広い面積を要する仮置場は災害の状況によって選定しますが、面積の小さい都市公園などについては住民仮置場となることが想定されます。迅速な災害廃棄物の排出のために、住民仮置場の候補地については平時から周知しておいても良いと考えます。ただし、仮置場は非常に繊細な話題であることから、取り扱いについてはご協議させていただきたいと思えます。

委員：家屋の片付けに際して、ボランティアや業者に依頼した場合に、行政から補助等は受けられますか。

事務局：現時点では補助金は想定していませんが、保険適用のためのり災証明の発行や、場合によっては補正予算による対応が考えられます。

委員：パブリックコメント等、計画を市民に見てもらう時に、重要なポイントに網掛けをしたり、処理量の充足状況を明記したり等、分かりやすいような資料を作成する予定はありますか。

事務局：市民の方々に分かりやすいように、概要版を作成予定です。

委員：仮設トイレの必要基数について、平均的容量を400L/基として計算していますが、市内の簡易トイレの容量は400L/基ありません。また、仮設トイレの設置目安を78人/基と計算していますが、実際には30人/基程度が限度ではないかと思えます。指針に基づく計算上このような結果になるのだと思えますが、実際には仮設トイレの更なる確保が必要だと考えます。また、避難者だけではなく、避難していないけれどトイレが使えない人の仮設トイレについてもご検討いただきたいです。ボランティアとの連携について記載がありますが、社会福祉協議会やボランティアセンターとの連携についても、是非明記していただきたいです。

委員：近年ではかつて経験したことのない風水害が多発しており、過去の風水害から想定した以上の災害廃棄物が発生する可能性があります。そのため、浸水深さに余裕率を乗じる等、余裕をもって見積もった方が良いと考えます。

委員：地域防災計画等でも様々な値を設定しているため、計画間で値の整合を取っていただきたいです。

事務局：地域防災計画で設定した値を用いて本計画での値を設定していますが、引き続き、関係部署とも調整をしながら確認をしていきます。

委員：災害廃棄物を破砕・選別した後の残さは、焼却施設には搬入されないのですか。残さも焼却する場合、その分焼却量が多くなるため、焼却処理可能量を超えてしまう可能性もあると思います。

事務局：不燃物等を破砕・選別した後の残さのうち、焼却処理する分もあります。処理可能量を超えた場合には近隣自治体や他府県等と協力して処理していくこととなります。

委員：自区内処理が困難な場合には国、都、他市町村及び民間事業者等による支援協力等により対応する、との記載がありますが、国や都は実際には処理しないものと思います。現時点で支援協力を予定している自治体や協定、既に締結した協定等がありますか。

事務局：東京都は関東ブロックに振り分けられており、同ブロック内の県や市町村と連携を図ることになっています。また国は、都やブロックを超えた広域的な処理が必要となった際の調整やその仕組みの構築を行うこととなります。また、民間事業者に関しては、西東京市清掃事業協同組合と「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しております。

委員：仮置場の選定後、レイアウト等が決定して初めて使用可能となると思いますが、市民がごみを搬入できるようになるまでどのくらいの期間を考えていますか。

事務局：具体的な期間等については検討中ですが、翌日から開設している事例もあります。早めの対応が可能なように検討していきます。

会長：災害が発生すると、住民はまず自宅前にごみを排出します。その後、道路を確保するためには速やかに仮置場へ搬入することが必要となります。その仮置場の候補地として、たくさんの都市公園があります。どのような災害が発生するか分からない中で、どのような場合でも対応可能なように検討しているところです。災害廃棄物処理計画の策定に向けて、委員の皆様には引き続き、ご意見をお願いしたいと思います。